

# 「住宅用火災警報器を設置した世帯に補助金を交付します！」

住宅用火災警報器を設置しましよう！

住宅用火災警報器  
とはどんなもの？

新築住宅は、平成18年6月からすでに義務化されています。また、既存住宅については、鳥取県内すべての市町村で平成23年6月1日から義務化されます。



大山町では、住宅用火災警報器の設置・普及を推進するため、購入にかかる経費に対し補助金を交付します。補助の内容は次のとおりです。

④ 補助金は、平成21年1月1日から平成22年2月28日までの間に購入されたものを対象

- (ウ) 印鑑（認印可）
- (エ) 申請者の通帳（補助金の振込み先となるもの）

① 補助金は、大山町に住所を有する個人所有の既存住宅に設置する個人所有の既存住宅に設置する者を対象とします。

② 補助金額は、1世帯につき1回とし、5千円を上限とします。ただし、購入金額が5千円に満たない場合はその全額を補助します。

【申請・問い合わせ先】

大山町役場総務課

☎ 0859-54-5201

中山支所

☎ 0858-58-6111

(ア) 領収書の写し  
(イ) 品質保証書の写し又は

どこで購入できるの？

購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。



日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには「鑑定マーク（NSマーク）」が付いています。

・住宅用火災警報器→感知部、警報部等が一体となつた単体タイプの警報器で、火災を感じた火災警報器だけが警報音又は音声で知らせます。

・住宅用自動火災報知設備→感知器、受信機、中継器等から構成されるシステムタイプの警報設備です。

【種類】

・煙式警報器→煙を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせるもので、一般的にはこれを設置します。

・熱式警報器→熱を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせるもので、日常的に煙や蒸気の多い台所に向いています。

・音声で知らせるもので、日常的に火災とガス漏れを両方検知できる複合タイプもあります。

## 悪質な訪問販売等にご注意！

消防署が直接“住宅用火災警報器等”を訪問販売することはありません。

また、特定の業者に商品をあつせんしたり、販売を依頼することはありません。

おかしいと思つたら、はつきり断つてください。

住宅用火災報知器、住宅用消火器等は、クリーニング・オフ対象商品です。

契約書を渡された日から8日以内であれば、書面で契約を解除できますので、契約書や領収書などを確実に保存しておいてください。

※火災とガス漏れを両方検知できる複合タイプもあります。